

5 ハリス副大統領の通商産業政策と その影響

～ TPP復帰よりもインド太平洋経済枠組み（IPEF） 等で労働環境対策の強化を推進か～

高橋 俊樹 *Toshiki Takahashi*

(一財) 国際貿易投資研究所 研究主幹

要約

ドナルド・トランプ前大統領が当選したならば、貿易赤字の改善のため、世界一律10%～20%の関税や中国への60%の関税などの賦課を実行する可能性がある。このようなアメリカ・ファーストの通商政策は、額面通りには行われなくても、日本や世界の経済に極めて大きなインパクトを与えることは間違いない。

これに対して、カマラ・ハリス副大統領が勝利したならば、基本的にはバイデン政権の環境政策や通商政策を引き継ぎ、気候変動対策から成るインフレ削減法（以下、IRA）及びサプライチェーンやクリーン経済などの柱から成るインド太平洋経済枠組み（以下、IPEF）などを押し進めるものと考えられる。

ハリス副大統領は、従来から労働や気候変動問題及びAIなどの分野に大きな関心を寄せており、IPEFの枠組みを推進するに当たっても、労働環境やデジタル経済に関する条項を強化すると見込まれる。同時に、気候変動対策の一環として、炭素国境調整措置等を検討するとともに、米国・メキシコ・カナダ協定（以下、USMCA）に盛り込まれた「事業所特定の迅速な労働問題対応メカニズム（RRM）」の気候変動問題バージョンの導入を図る可能性がある。

また、ハリス副大統領は当面は環太平洋パートナーシップ協定（TPP）のような従来の関税削減等の市場アクセス分野を含む自由貿易協定（FTA）

を積極的に展開する可能性は低いと思われる。

対中政策としては、ハリス副大統領はバイデン政権と同様に、中国への依存を低下させるために、米国の輸出入や海外直接投資における「チャイナ＋1」を後押しし、中国への追加関税の維持やサプライチェーンの多様化を促進するものと思われる。外交面では、中東やウクライナ問題などへの対応も、基本的にはジョー・バイデン政権の政策を継承するものと思われる。

はじめに

バイデン大統領は2024年7月21日に大統領選挙からの撤退を表明し、ハリス副大統領は同年8月19～22日のシカゴでの民主党全国大会で、正式に後継候補への指名を受諾した。バイデン大統領の撤退直後は、トランプ前大統領が大統領選挙を有利に進めるのではないかとの観測が高まったが、その後はハリス副大統領の支持率がトランプ前大統領を上回る調査結果が現れており、24年大統領選挙は11月5日の投票日まで激しい戦いを繰り広げると予想される。本稿では、急速に支持率を上げているハリス副大統領に焦点を当て、同大統領候補が継承すると思われるIPEFのような通商政策や気候変動政策等はどのようなものであるかを探っている。

1. ハリス政権が誕生した場合の通商産業政策の特徴と影響

1.1 2024年大統領選挙に向けたハリス副大統領の動き

ハリス副大統領が今後の2024年の米国大統領選挙において、トランプ前大統領との間で主な論戦を繰り広げるのは、第1にインフレ対策や所得格差の是正及び労働者の雇用確保などの国内問題への対応と考えられる。なぜならば、有権者の関心が高いのは身の回りの生活関連分野であるからだ。

事実、ハリス副大統領が24年8月16日に発表した経済政策は、4年間で300万戸の新築住宅の建設や食品の価格つり上げ禁止法の制定あるいは社会保障とメディケア（65歳以上の高齢者や障害者向け公的医療保険制度）の強化、

などを前面に打ち出すものであった。

しかしながら、24年8月中旬において、トランプ前大統領が世界一律に賦課するユニバーサルベースライン関税を、従来の10%から10~20%に修正する発言を行ったことをきっかけに、ハリス副大統領はトランプ前大統領の関税政策は国民への消費税（National Sales Tax）のようなものだと反撃した。そして、この影響は米国の世帯が物品を購入する際に最大で年間3,900ドルの税金を支払うことに等しいとの民主党系シンクタンクの試算結果を披露した。

すなわち、ハリス副大統領は、住宅建設支援や低所得層への所得税控除などの国内対策を前面に押し出しながらも、同時に気候変動対策を重視することで環境保護グループやカーボンフリーに関心のある有権者などの支持を固めるとともに、トランプ前大統領の高関税を用いた通商政策を効果的に攻撃することで、24年大統領選挙を有利に展開しようとしていると考えられる。

一方、米国の次期大統領が打ち出す政策の中で、日本をはじめとする世界中の国が最も影響を受けるのは、当然のことながら両候補が打ち出す国内政策というよりも、対外問題を扱う通商外交政策の分野である。

もしも、トランプ前大統領が当選したならば、いうまでもなくアメリカ・ファーストを主張し、貿易赤字の削減のため、額面通りではないとしても世界一律10~20%のユニバーサルベースライン関税や中国への60%の関税などを実行する可能性が高い。このため、トランプ前大統領の高関税政策は中国だけでなく日本企業にも極めて大きなインパクトを与えられられる。ユニバーサルベースライン関税により、日本から米国に輸出する財の価格に10~20%の関税が上乘せされるのであるから、影響が大きいのは当然である。これに対して、ハリス副大統領が勝利したならば、バイデン政権の関税削減に頼らない貿易枠組みを柱とする通商政策を引き継ぎ、IPEFなどの貿易協定を押し進めると見込まれる。そして、中東やウクライナ問題などの外交政策もバイデン政権を継承すると思われる。

また、ハリス副大統領は、これまでUSMCAやTPPに反対の立場を取っているが、その背景として両協定とも労働環境問題への対応が不十分だと判断

していることが挙げられる。

すなわち、ハリス副大統領が当選するならば、当面はTPPのような従来の関税削減等の市場アクセス分野を含むFTAを積極的に展開する可能性は低いと思われる。やはり、IPEFのような市場アクセスを除いた貿易協定を押し進め、しかも労働環境条項の強化に動くことが予想される。

また、ハリス副大統領は中国への依存を低下させ、サプライチェーンの多様化を進めることは言うまでもないが、2023年11月の英国政府主催の国際AIセーフティサミットで世界的な協力の重要性を訴えるほどAIを活用した産業の革新に大きな関心を持っていることから、デジタル貿易などの分野に意欲的に取り組むことが想定される。ハリス副大統領は極端な保護主義者ではないと公言しているものの、中国への追加関税や輸出管理規制及び海外投資規制などについては、これまでのバイデン政権の対応を踏襲するものと思われる。

1.2 労働環境やAIを重視するハリス副大統領

ハリス副大統領はバイデン大統領よりも気候変動対策を重視しており、2026年のUSMCAの見直しなどにおいて、労働環境条項の強化とともに、炭素国境調整措置などを持ち出す可能性がある。同時にUSMCAの労働権の侵害などに対応する「事業所特定の迅速な労働問題対応メカニズム（RRM）」の応用として、その気候変動問題バージョンの導入を図ることもありうる。

ハリス副大統領は、前述のようにUSMCAの採決に対しては十分な環境条項が含まれていないとして反対の立場を取った。さらには、TPPに対しては、バイデン大統領は支持したものの、ハリス副大統領は労働者への不利益から反対を表明した。こうしたことを反映して、ハリス副大統領は全米自動車労働組合（UAW）からの支持を取り付けることに成功した。

したがって、ハリス政権が誕生しても、少なくとも当面は、市場アクセスを中心とする従来のFTAを推進する可能性は低く、貿易協定の交渉は、IPEFのような中国依存からの脱却や労働環境対策を重視した枠組みを優先

すると見られる。

一方、米国通商代表部（以下、USTR）はWTOの共同声明イニシアティブ（JSI）会合において、従来から主張してきたデジタル基準（データの国境を越えた自由な移動の制限禁止、個人情報の現地化要求の禁止、アルゴリズムの開示要求の禁止）への支持の一時停止を表明した。

USTRはWTOやIPEFでのデジタル基準への支持の変更表明に伴う国内調整に時間がかかっているが、ハリス副大統領はAIの推進で主導的な役割を果たしていることから、この問題における行き詰まりを打破する可能性がある。

つまり、「ビッグテックなどのハイテク企業の競争力やイノベーション能力を重視する考え」と、「労働界や進歩的な市民団体・議員が主張するデータの国境を越えた自由な移動の制限や個人情報の現地のサーバーでの保管要求などを支持する考え」との調整において、新たな展開が生まれるかもしれない。

なお、USTRは、今回のデジタル基準への支持の一時停止の背景として、対話型生成AIの登場により、デジタル経済の世界がこれまでと大きく様変わりしたことで、新しいアプローチが必要になっていることを挙げている。

また、IPEFの第1の柱である「貿易（労働環境とともにデジタル経済を含む）」の交渉は、デジタル基準への支持の変更の影響もあり、他の三つの柱（サプライチェーン、クリーン経済、公正な経済）では署名済み（サプライチェーン協定のみ発効）であるにもかかわらず、依然として継続案件となっている。もしも、ハリス副大統領が政権を獲得し、デジタル基準の問題の調整に成功すれば、24年大統領選挙後のIPEFの貿易協定交渉における合意の可能性が高まると思われる。

1.3 バイデン大統領から何を引き継ぐか

ハリス副大統領が24年米国大統領選挙で勝利を収めたならば、バイデン政権と同様に労働者を第一に考えるとともに、半導体輸出規制や対中投資規制及び中国を除く国・地域とのサプライチェーン網の強化など、バイデン大統領が打ち出してきた中国依存からの脱却を目指す経済安全保障政策を引き継

ぐと見られる。

そして、インフラ関連分野に特化した1.2兆ドル規模の「インフラ投資雇用法 (IIJA)」や半導体供給能力の拡大を目指す「CHIPS及び科学法」、さらには電気自動車 (EV) への税額控除を含む気候変動対策から成る「IRA」、などのバイデン政権の成果を継承することは確実である。

通商政策に関しては、前述のように、ハリス副大統領はTPPへの復帰を当面は見送るとともに、合意に達していない貿易協定では不確定要因が残るものの、IPEFの交渉を受け継ぎこれまでの米国の通商政策の流れと一線を画す新しい経済枠組みを推進すると思われる。USMCAに関しては、2026年の見直しを機に、メキシコを経由した中国製品を規制するため、原産地規則の変更や関税の引き上げの検討を要求する可能性がある。

バイデン政権は、「2017年税制改革法」に基づく個人所得税減税は富裕層に恩恵を与えているとし、その25年の失効に伴い富裕層や大企業への増税を検討している。また、バイデン政権は22年5月からトランプ政権から受け継いだ対中追加関税の見直しを進め、24年5月に中国からのEVに現行の4倍の100%、ソーラーパネルや半導体には2倍の50%、鉄鋼・アルミ・バッテリー・重要鉱物・衣料製品等には25%の追加関税を課すことを決定した。関税を引き上げるのは387品目で3段階に分けて実施、適用除外措置については、429品目の内102品目の除外を終了し、その他は25年5月31日まで延長することを発表した。

ハリス副大統領は、こうしたバイデン政権のこれまでの中国への高関税政策を維持するとともに、メキシコ経由での中国製の鉄鋼・アルミの輸入規制を継続すると見られる。

1.4 ハリス副大統領は気候変動政策では独自色を打ち出すか

ハリス副大統領は1964年生まれで、2003年にサンフランシスコ市郡地方検事となり、10年にはカリフォルニア州司法長官に選ばれた。その後、16年の上院議員選挙において勝利し、カリフォルニア州の上院議員に選出された。ハリス副大統領はジャマイカ出身のアフリカ系 (黒人) の父親を持ち、母親

はインド系である。

ハリス副大統領は2021年1月、女性としてまた黒人としても米国史上で初の副大統領に就任したが、それ以来、自分の政策を明確にすることよりも、バイデン大統領のアジェンダを支持することに力を注いできた。しかしながら、気候変動対策においてはハリス副大統領の独自色を打ち出す可能性が高いと考えられる。

ハリス副大統領は、カリフォルニア州の司法長官として汚染対策を実行するとともに、上院議員としてグリーン・ニューディールを支援してきた。そして、大規模な気候変動対策を含む22年のIRAの採決においては賛成票を投じたりするなど、長年にわたって環境問題に対しては多大な関心を払ってきた。

IRAは風力、太陽光、バッテリー、EVに10年間で3,700億ドル以上を投入することを規定しており、温室効果ガス削減のために、化石燃料への依存からの転換を促進するように設計されている。これに対して、共和党は化石燃料の開発推進の観点からIRAの改正を狙っており、24年大統領選挙において上下両院の過半の議席数を獲得すれば、それを実行する旨を表明している。

ハリス副大統領が関与したこれまでの環境対策としては、ディーゼルエンジンが排出する温室効果ガスから子供達を守るために、スクールバスの電動化を促進するとともに、鉛水道管の交換などの支援実施を挙げることができる。

また、ハリス副大統領は19年に大統領候補として出馬した際、45年までに全体的なカーボンニュートラル目標（温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする取り組み）を達成するために、10年間で多額の官民の支出を投じ、数百万の雇用を創出し、電力と地上輸送における温室効果ガスの排出を削減することを提案した。

そして、ハリス副大統領は自動車に対する連邦の排出規制を設け、30年までに販売される新車の50%をゼロエミッション車（走行中に有害なガスを一切出さない車）とすることを主張した。同時に、低所得及び中所得世帯には、EVの税額控除の拡大と、ガソリン車をゼロエミッション車に買い替え

るインセンティブを与えるとした。

このように、ハリス副大統領は2024年の大統領選挙のレースにおいて、トランプ前大統領とは大きく異なる気候変動対策を主張するとともに、当選した場合は、バイデン大統領よりも強靱な環境重視の経済政策の実施を目指すと思われる。

2. IPEFの交渉の進展と参加のメリット

2.1 フレンド・ショアリングに基づきIPEFを設立

米国は2022年5月にIPEFを立ち上げるに当たって、サプライチェーンを信頼できる国々に限定して構築する「フレンド・ショアリング」の考えを踏襲しながら参加国を選んだ。また、バイデン政権は議会での審議を通さずにIPEFを成立させようと考えていたこともあり、関税削減を含む市場アクセス分野がIPEFから除外された。

表1のように、IPEF加盟国は22年9月8～9日、ロサンゼルスで初の対面閣僚級会合を開き、①貿易、②サプライチェーン、③クリーン経済、④公正な経済、の四つの柱の交渉目標を設定した。

IPEF加盟国は貿易の柱にデジタル経済、労働、環境、農業、競争政策、貿易円滑化などの分野に加え、技術支援及び経済協力に関連する規定を盛り込んだ。サプライチェーンの柱には、重要分野・商品を選択し行動計画チームを設置、重要分野・商品への投資拡大、サプライチェーンの情報共有及び危機対応のメカニズムの構築、加盟国の通報機能を活用した労働権の侵害の申し立てメカニズム、などを導入した。

したがって、その誕生の背景を考慮すると、IPEFは本質的に対中政策を念頭に置いた外交的「経済安全保障」を重視した新経済枠組みであると考えられる。

IPEFの第2回対面閣僚会合は23年5月末、デトロイトで開催され、加盟国は他の柱に先駆けて「サプライチェーンの柱」で実質的に合意に達した。

表1. 主要なIPEF交渉の推移

期日	会合	場所	開催内容
2022年5月23日	IPEFの立ち上げ	東京	IPEFの立ち上げに13か国が参加。後にフィジーが加わり参加国は14か国。
2022年9月8 ～9日	第1回対面閣僚級会合	ロサンゼルス	初の対面閣僚級会合を開き、①貿易、②サプライチェーン、③クリーン経済、④公正な経済、の四つの柱の交渉目標を設定した。
2023年5月26 ～27日	第2回対面閣僚会合	デトロイト	加盟国は他の柱に先駆けてサプライチェーンの柱で実質的に合意に達した。
2023年6月29日	オンライン閣僚会合	米国主導	米国際開発金融公社（DFC）が、クリーン経済の中で、IPEF新興国の持続可能なインフラプロジェクト向け（再生可能エネルギー、スマートグリッド、番電、資源回収等）に、米国のインフラ投資運用会社「I Squared Capital」を通じて3億ドルを融資すると発表した。
2023年11月13 ～14日	第3回対面閣僚会合	サンフランシスコ	23年5月に合意済みのサプライチェーン協定に署名。クリーン経済と公正な経済の柱において実質的に妥結した。貿易の柱は継続協議となった。
2023年11月16日	首脳会合	サンフランシスコ	直前の第3回閣僚会合の成果を踏まえた共同声明を発表。事後的に四つの柱に追加されたIPEF協定の中に、重要鉱物対話の枠組みや新規加盟などを議論するIPEF協議会や合同委員会を創設した。
2024年3月14日	オンライン閣僚会合		グリーン経済協定や公正な経済協定、及び閣僚理事会の創設などの運用体制に関するIPEF協定、の三つの協定文案を公開した。
2024年6月3 ～6日	第4回閣僚会合	シンガポール	24年6月6日にシンガポールで閣僚会合を開催。IPEF加盟国はクリーン経済協定、公正な経済協定、IPEF協定に署名。同時期に開催した第1回IPEFグリーン経済投資家フォーラムでは、米商務省はインフラ・プロジェクトに対する230億ドルの投資、デジタルツールに関するトレーニングと教育機会を700万件提供、IPEF触媒資本基金の立ち上げ、などを発表した。

資料：米商務省ホームページ Indo-Pacific Economic Framework、等から筆者作成

2.2 クリーン経済協定と公正な経済協定では合意するも貿易協定は継続審議

IPEFの第3回閣僚会合は第7回交渉官会合の直後の23年11月13～14日、サンフランシスコで開催され、サプライチェーン協定の署名が行われた（その後、24年2月に発効）。また、同閣僚会合では、「クリーン経済」と「公正な経済」の柱の交渉は実質的に妥結したが、「貿易の柱」の交渉は継続協議となった。

IPEFの第3の柱である「クリーン経済」は、域内の再生可能エネルギーや水素などのエネルギー安全保障の強化、温室効果ガス（GHG）の削減、インフラ開発やその資金協力の促進、あるいは加盟国間におけるクリーン・プロジェクトへの投資の活発化などを推進することを規定している。IPEF参加国はそうしたことを実現するため、「IPEFグリーン経済投資家フォーラ

ム」を毎年開催し、域内投資を促進することに合意した。

IPEFの4番目の柱の「公正な経済」では、腐敗防止対策や税制に関する透明性の向上と情報交換などの協力が謳われている。例えば、IPEF加盟国は、国際条約に基づき、「マネーロンダリング（資金洗浄）への対策」や「腐敗行為の摘発・捜査・制裁の強化」に協力することになる。

さらに、日米豪は各々1,000万ドルずつ出し合い、インド太平洋地域でのインフラ計画のために「IPEF触媒基金」を創設することに合意するとともに、IPEF加盟国は「IPEF協定」の下で「IPEF協議会や合同委員会」を立ち上げることに同意した。IPEF協定はIPEFの四つの協定以外に事後的に設けられたもので、IPEF協議会を創設し、四つの協定の運用に係る問題や新規参加国の可能性などを検討することを規定している。また、合同委員会を設け、貿易以外の合意済みの三つの協定に係る作業を監視し、重複や不整合がないかを調整することを定めている。

IPEF第3回閣僚会合の直後の首脳会合において、IPEF加盟国の首脳はそれまでの閣僚会合等での成果を発表した。その成果の中でも、新たなイニシアティブとして、「IPEF重要鉱物対話の創設」を挙げることができる。同対話の目的は、加盟国の重要鉱物サプライチェーンの強化に向けた緊密な協力関係を作り出すことにあるが、今後はエネルギー安全保障や技術などの分野にも追加的なイニシアティブを広げる方針である。

2.3 貿易の柱での最大の懸案事項はデジタル基準

バイデン政権はIPEF第3回閣僚会合での貿易の柱（デジタル経済）の交渉において、「データの国境を越えた自由な移動の制限禁止」や「データ・ローカライゼーション（データの現地化）の要求禁止」、「ソースコードの開示要求の禁止」、などのデジタル基準に関する協議を一時中断することを加盟国に求めた。同時に、事業所特定の労働問題への迅速な対応メカニズムや厳しい環境ルールの導入などを要求した。このため、発展途上国の一部からの反対もあり、IPEF第3回閣僚会合での貿易の柱における合意は実現できなかった。

IPEFクリーン経済投資家フォーラムの第1回目会合は24年6月3～6日、シンガポールにおいて、各国の政府関係者、投資家、スタートアップ企業などを集めて開催した。クリーン経済投資家フォーラムには22社の米国企業が参加し、インフラプロジェクトに対する230億ドルの投資機会を創出することや、デジタルツールに関するトレーニングと教育機会を700万人に提供すること、さらにはIPEF触媒資本基金の立ち上げと運用開始などが発表された。

そして、クリーン経済投資家フォーラムと並行して開催された第4回閣僚会合において、IPEF加盟国は「クリーン経済協定」、「公正経済協定」、「IPEF協定」に署名した。

IPEFクリーン経済協定やIPEFの公正な経済協定の署名から約3か月後の24年8月末時点において、国内批准手続きを経て寄託者である米国に寄託したIPEF加盟国は、ジェトロによれば、クリーン経済協定及びIPEF協定ではフィジー、日本、マレーシア、米国、公正な経済協定ではフィジー、マレーシア、米国、となる。したがって、IPEFのクリーン経済協定と公正な経済協定及びIPEF協定が発効するには、少なくとも5か国の寄託が求められるため、あと少しの国の寄託手続きが必要である。

2.4 IPEFサプライチェーン機関の初めてのバーチャル会合で議長などを選出

IPEFのサプライチェーン協定は2024年2月24日、日本、米国、インド、シンガポール、フィジーの5か国で発効した。韓国では同年4月17日、タイでは6月23日、マレーシアでは7月5日に発効したと伝えられる。

IPEFサプライチェーン協定の規定によれば、IPEFサプライチェーン理事会は重要分野・商品を選択し行動計画チームを設置するとともに、重要分野・商品への投資拡大を促す役割を担っている。IPEFサプライチェーン危機対応ネットワークは、緊急時の情報共有及び危機対応のメカニズムの運営を行うし、IPEF労働者権利諮問委員会は付属の小委員会の運営や加盟国の通報機能を活用した労働権の侵害の申立てメカニズムなどの運用を行うことになる。

IPEFサプライチェーン機関は24年7月30日、初めてのバーチャル会合を

開催し、IPEFサプライチェーン理事会の議長に「米国」、副議長に「インド」を選出した。IPEFサプライチェーン危機対応ネットワークの議長には「韓国」、副議長には「日本」、IPEF労働者権利諮問委員会の議長には「米国」、副議長には「フィジー」を選出した。

このIPEFサプライチェーン機関の議長・副議長国の顔ぶれを見てみると、米国は二つの機関での議長国に就任しており、バイデン政権のIPEFサプライチェーン協定に寄せる期待が如実に表れている。また、韓国のサプライチェーン危機対応ネットワークでの議長国就任は、その活用に対する関心の高さを示している。韓国は新型コロナウイルス感染症の感染拡大などにより、中国からの半導体等の調達に苦慮した経験があり、インド太平洋地域におけるサプライチェーンの危機対応メカニズムへの期待が高いことが窺える。

また、IPEFバーチャル会合では、サプライチェーン理事会における今後の運営の指針となる付託事項を採択している。IPEFのサプライチェーン理事会とサプライチェーン危機対応ネットワークの初めての対面会合は、2024年9月にワシントンDCで開催の予定である。労働者権利諮問委員会の初の対面会合は、バンコクで8月26～28日に開催した。

2.5 IPEFへの加盟による発展途上国や日本のメリットとは何か

IPEFには、ASEANの主要国に加え、インドやフィジーなどの発展途上国が参加している。これらの発展途上国は輸出の拡大のため、従来のFTAに盛り込まれている関税削減を含む市場アクセス分野に加え、貿易円滑化やサプライチェーン強化の分野に対する関心が高い。さらには、直接投資を呼び込むため、インフラ開発や技術支援及び経済協力の枠組みに大いに期待している。

ところが、IPEFは市場アクセス分野を盛り込んでいないため、ASEAN主要国やインドはその代わりに、IPEFのインフラ投資支援などのメカニズムを活用することで、日本や米国及び韓国などからの投資の拡大に期待を寄せている。同時に、サプライチェーンの危機対応メカニズムを活用し、IPEF域内の供給調達網を強化することで、輸出や投資を拡大しようとして

いる。

具体的には、マレーシアは半導体などの電気・電子産業において、IPEFを通じたサプライチェーンの強化や投資の拡大を期待しており、インドネシアはIPEFを活用することで、特に米国とインドの市場へのアクセスを拡大したいと考えている。また、IPEFに参加した発展途上国の多くは、IPEFの枠組みを介した米国や日本などからの直接投資の拡大を望んでいる。

IPEFが関税削減のスキームを持っていないにもかかわらず、期待以上に貿易の柱やサプライチェーンの柱、あるいはクリーン経済の柱で実効性のあるルールを確立し、結果として域内のインフラ開発や輸出及び直接投資の拡大をもたらすことができるならば、IPEF参加国は大きなメリットを享受することになる。

また、米国はRCEPやCPTPPへの不参加によるプレゼンスの低下やサプライチェーンの脆弱化を着実に補うことが可能になる。しかしながら、USTRによるデジタル原則の変更があったため、貿易の柱の交渉は継続協議になっており、今後の貿易の柱の交渉で実効性のある成果を達成できるかどうかが目される。

日本は、IPEFサプライチェーン協定からは、そのサプライチェーン危機対応メカニズムを通じて、安定的な重要分野・商品の供給調達を達成する可能性がある。そして、インド太平洋地域でのインフラ投資の拡大により、一層のビジネスチャンスを得ることが可能になる。さらに、IPEFの貿易の柱のメカニズムを活用し、インドやASEANにおけるデジタル経済の発展の恩恵を享受できるかもしれない。

そして、IPEFサプライチェーン協定だけでなく、日本はIPEFクリーン経済協定を活用することにより、エネルギー安全保障の強化を促進できるし、気候変動に対する強靱性の確保やクリーン経済への移行を加盟国間で協力し合いながら展開することが可能になる。

IPEFクリーン経済協定においては、気候関連のインフラ整備や技術支援及びプロジェクト開発に関する資金協力の枠組みが確立されており、それを活用することで域内のクリーンエネルギー分野での投資や経済連携を進展さ

せることができる。

IPEFの協力作業プログラムの中に、日本が提案した水素サプライチェーンとクリーン電力が設けられたことにより、日本企業は脱炭素事業の展開において大きなメリットを受けることになる。さらには、日本はIPEF加盟国の水素関連プロジェクトへの資金や技術の支援を通じて、域内の企業連携や協業を進展させ、燃料電池自動車（FCEV）などの水素関連分野の生産や輸出を強靱化し、水素立国としての地位を盤石にすることが期待される。

なお、IPEFクリーン経済協定における協力作業計画は、日本提案の二つの他に、炭素市場（韓国と米国の共同提案）、クリーンエネルギーへの公正な移行のための労働力開発（フィリピン提案）、SAF（持続可能な航空燃料）（シンガポール提案）、排出集約度算定、電気・電子廃棄物の都市鉱山、小型モジュール炉（SMR）などの六つが追加され、全体で八つとなった（24年8月末時点）。

2.6 IPEFサプライチェーン協定の懸念材料

IPEFサプライチェーン協定は、民間の協力を得るため、「最高経営責任者フォーラム」の創設を定めているが、同フォーラムで議論された意見や提言をどのように吸い上げるかというメカニズムの詳細を明確に描いていない。

また、IPEFのサプライチェーン協定は、重要分野・商品を特定するために有識者や民間からの情報収集を求めているが、必ずしも強制力を伴うものではないため、全ての加盟国が企業の考えを的確に反映する形で重要分野・商品を特定できるかどうかは不透明であり、米国の考えが反映される可能性がある。

さらには、労働者権利諮問委員会に関する条項に罰則規定がない中で、労働権侵害の問題を的確に処理できるかどうか懸念される。トランプ前大統領が再選されたならば、IPEFからの脱退を表明することは確実だ。既にサプライチェーン協定は発効しているため、米国は原則として発効から3年過ぎるまで同協定から脱退できないが、最悪の場合、IPEFは先細りになり漂流する可能性がある。

3. 大統領選挙後の日本のサプライチェーン戦略

3.1 求められるトランプ再選に備えた日本企業の対応

トランプ前大統領は、2024年8月14日の米国南部ノースカロライナ州での集会において、ほとんど全ての海外製品に対して10%にとどまらず20%までのユニバーサルベースライン関税を課すことに言及した。これ以外に、中国に対する最恵国待遇を撤回し、4年間で中国から輸入する電子機器から鉄鋼、医薬品などの全ての必需品を段階的に削減すること、あるいは中国からの輸入品に対して一律60%の関税を課すことを主張している。

米国のピーターソン国際経済研究所のエコノミストは、トランプ前大統領による中国への60%の関税引き上げ提案は物価の上昇を招き、米国の一般的な家計に1,700ドルの負担を与え、特に低所得者への影響が大きいとの試算を公表した。また、ユニバーサルベースライン関税と60%の対中関税の両方を実施したならば、米国の加重平均関税率を17%近くまで高めるとの試算もあり、1929年に始まった世界恐慌への対応のため、1930年にハーバート・フーバー政権下で成立したスムート・ホーリー関税法以来の高い関税水準となる可能性がある。

トランプ前大統領は、外国が米国製品に関税を課す場合、米国もその国の製品に同等の関税を課すことができる互惠通商法の創設を検討している。2024年6月には連邦個人所得税を廃止し、その代わりに財源を関税で賄うことを提案したが、そのためには関税を50%以上に引き上げる必要があり、現実的には難しいと考えられる。

トランプ前大統領は、米国企業の中国への投資や中国企業による米国企業の買収は、明らかに米国の利益になるもの以外は禁止の意向である。また、トランプ前大統領が政権に復帰したならば、IPEFからの離脱やIRAの改正などが検討され、日本などのIPEF加盟国や環境関連製品などの生産国は影響を受けると見込まれる。

具体的には、IRAに盛り込まれた家電・住宅設備を購入する世帯への還付

金・補助金支出（上限14,000ドル）の削減などを検討する恐れがあり、それが実行されたならば、日本企業などの海外事業展開に影響を与えることになる。なお、トランプ前大統領はテスラを設立したイーロン・マスク氏との連携拡大を示唆しており、再選されたならば、これまで主張してきたEV税額控除の改正を進めるかどうかは不透明になったと考えられる。また、トランプ前大統領は北大西洋条約機構（NATO）やウクライナへの支援予算の削減等を求めると見込まれるため、米国と欧州との軋轢は再び高まる可能性がある。

日本企業は、トランプ前大統領が再選された場合に備えて、米国のIPEFからの離脱やIRAにおけるEV税額控除の動きなどの自社への影響について事前にシミュレーションを行い、その対応を検討する必要がある。

3.2 離脱表明をしても脱退できるのは発効から3年後

トランプ前大統領が2024年大統領選挙で再選され、IPEFからの脱退を表明しても、IPEFサプライチェーン協定が既に発効しているため、米国は同協定から直ちに離脱できるわけではない。

IPEFサプライチェーン協定の第23条（脱退）は、発効から「3年後」であれば寄託者への書面での通知によりいつでも脱退できるし、寄託者が脱退の通知を受け取ってから半年後には、脱退は効力を発揮することを規定している。なお、この場合の寄託者とは米国であるので、米国は寄託者を交代しない限り、寄託者である米国に脱退の通知を送ることになる。

なお、IPEF公正な経済協定においては、脱退条項はIPEFサプライチェーン協定と同様に発行から3年後に離脱できることを規定しているが、IPEFクリーン経済協定は書面による通告により脱退できるとしており、他のIPEF協定よりも縛りが緩くなっている。

したがって、トランプ前大統領がIPEFサプライチェーン協定から脱退しようとしても、サプライチェーン協定の第24条（改正）を用いて脱退に関する条項を改正しない限り、発効から少なくとも3年は離脱できないことになる。

また、改正を行おうとしても、サプライチェーン協定の改正条項は、全て

の加盟国の批准・承認の文書が寄託国に寄託されていることを求めているし、「発効から1年後かあるいは全ての加盟国で発効した日かいずれか早い日」までは改正できないことを規定しており、直ちに変更できるわけではない。

3.3 TPP同様に日本がIPEFを取り込む通商政策は可能か

IPEFのサプライチェーン協定は、インド太平洋地域で幅広く部材等の供給調達網を形成する日本にとって非常に重要な経済枠組みであることは間違いない。同様に、IPEFクリーン経済協定も、日本が再生可能エネルギー・水素立国としてカーボンフリーな社会の実現のために極めて有効な枠組みと考えられる。

したがって、IPEFの枠組みの推進を図るハリス副大統領が勝利したならば、日本はIPEFへの取り組みを積極的に展開することが望まれる。日本にとってのIPEFのメリットは安定的なサプライチェーンの構築だけでなく、水素などのクリーン経済や脱炭素社会への移行に効果的であるためでもあり、TPPなどの従来のFTAを補完する貿易協定として活用することが考えられる。

一方、トランプ前大統領の再選が実現し、米国がIPEFからの離脱を表明したならば、日本はTPPの場合と同様にリーダーシップを発揮し、他のIPEF加盟国と協議の上、サプライチェーン協定やクリーン経済協定を中心にその発効や維持運営等に努めることが今後の通商戦略の一つのオプションとして考えられる。

この戦略においては、IPEFのサプライチェーン協定などが発効していない場合は、そのルールに縛られないため、米国が脱退してもTPPのケースと同様に、日本にとってリーダーシップを発揮しやすいと思われる。しかしながら、IPEFサプライチェーン協定は既に発効しているし、クリーン経済協定と公正な経済協定及びIPEF協定は24年11月の大統領選挙までに発効する可能性がある。このため、トランプ前大統領が脱退を表明しても、米国はIPEFに数年は残留しなければならなくなり、その後のIPEFの舵取りに不安が残ることになる。

したがって、もしも、そのような状況が生まれるならば、米国はIPEFの各機関が開催する会議には不参加の状態となることが予想されるので、日本は米国が脱退するまでの間は他の加盟国の協力を得ながら徐々に米国に代わるリーダーシップを発揮し、IPEFの機能を維持するというシナリオが考えられる。米国のIPEF脱退後は、TPPのケースのように、強い指導力でもってIPEFの方向性を導くことが可能になる。

さらには、TPPなどの既存のFTAの加盟国の同意を得られるならば、FTAを構成する章の中に、IPEFのサプライチェーンやクリーン経済及び貿易（デジタル経済、及び労働・環境）などの協定を組み込む、というシナリオも検討に値すると思われる。ただし、IPEFの貿易の柱はまだ合意に達していないので、他のFTAへの適用は、今後の同分野における交渉の進展次第ということになる。